

委 託 仕 様 書

件 名	平成 2 8 年度取引状況等実態調査
委託内容	1 内 容 本調査に係る印刷、発送、報告書作成等の業務（別紙「委託内容詳細」参照）。 2 調査対象企業数 公社登録企業の内 5, 0 0 0 社 3 地 域 東京都内 4 予定有効回収数 約 1, 0 0 0 件（昨年度実績 8 9 4 件） 5 予定有効回収率 約 3 0 % 6 調 査 方 法 調査票送付によるアンケート
履行場所	〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1－9 秋葉原庁舎 公益財団法人 東京都中小企業振興公社
履行期限	平成 2 9 年 3 月 3 1 日
支払条件	業務終了後、適正な請求書を受領してから、3 0 日以内に支払う。
備 考	[調査票等の納品・回収] ・調査票の発送については、日本郵政㈱を利用すること。 ・調査票の発送費用は委託費用に含まれる。 ・調査票の返信先は公社宛とすること。 ・調査票は公社宛に返信される為、定期的に公社から回収すること。 ・返信は受取人払い郵便を使用する。 [守秘義務] ・本件に於いて知りえた情報については守秘義務が発生する。 [契約案件の公表] ・公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。 ・公表項目 契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額 ・公表時期及び手法 決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。 なお、公表の趣旨にご理解いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。 [暴力団排除に関する特約事項] 別紙のとおり

委託内容詳細

1 作業スケジュール

工程	時期	作業
1	11 月初旬	入札、正式発注
2	11 月中旬	公社から調査票と対象企業一覧表を受け取る
3	11 月中旬～11 月下旬	調査票、発信用封筒、返信用封筒を印刷する 調査票、返信用封筒については500枚公社に納品すること。 ※今年度は調査員による現地調査も実施する。そのため、社内分として納品する
4	11 月上旬	封入作業、ラベル作成、ラベル貼りを行う
5	12 月上旬	対象企業一覧表の企業に、調査票を送付する
6	12 月中旬～2 月下旬	調査期間が終了する（平成 28 年 2 月 10 日） ※現地調査は 2 月 10 日頃
7	2 月中旬～2 月下旬	公社に届いた返信用封筒を回収する ※回収は届き次第まとめて手渡す。現地調査分は、2 月下旬に手渡し予定。
8	2 月中旬～3 月上旬	返信された調査票の内容を Excel ファイルに入力し、各種集計したうえで、数表やグラフを作成する
9	3 月上旬～3 月中旬	調査報告書を作成する（形式は PDF ファイルと製本）
10	3 月下旬	公社に調査報告書案を提出し、公社が内容の確認を行う
11	3 月下旬	公社に納品する（平成 28 年 3 月 31 日）

2 印刷の仕様

- (1) 調査票（A3両面）5,000部
- (2) 発信用封筒（3色刷り）5,000部
発信用封筒はクリーム色を基本とする。
- (3) 返信用封筒（長3、片面テープスティック）5,000部
返信用封筒は濃いブルー系の色を基本とする。

3 発送作業

- (1) 発送については、到着率の高い日本郵政㈱を利用すること。
- (2) 大量発送のため割引率が適用されるサービスを活用すること。
- (3) 返信には料金受取人払郵便を使うこと。
- (4) 対象企業には通し番号を振り、その番号をラベルと調査票に印字すること
- (5) 公社が配布する対象企業一覧表は納品時に返却すること。

4 調査票の回収

調査票の返信用封筒の宛先は企画課とする。平成29年2月10日締切。督促なし。

5 集計

全体単純集計、クロス集計（公社が渡す「対象企業一覧表」の資本金、従業員、業種を利用）、グラフ作成

※ 対象企業一覧表には宛先不明の戻り分についてもチェックを入れること

※ 上記集計結果については箇条書きでもまとめること

6 製本の仕様

（１）平成 28 年取引状況等実態調査報告書

- ① 印刷の種類 オフセット印刷
- ② サイズ A4（297×210）
- ③ 数量 200部
- ④ ページ数 50ページ程度
- ⑤ 色刷り 両面スミ1色刷り
- ⑥ 使用紙質 本文：再生上質紙 A4版 44.5kg
表紙：レザック66 4/6 175kg

※表紙の色は協議の上決定する。

7 納品物

（１）平成 28 年度取引実態調査報告書

報告書200部。PDFデータ1部（公社HPに掲載するので掲載に適したファイルサイズとすること。）

（２）単純集計表、クロス集計表、グラフ、記述回答分一覧表

紙ベース、エクセルデータ各1部。

（３）回答一覧エクセルデータ（「対象企業一覧表」ファイルに回答を追加する）1部

（４）回収済み調査票全数

（５）常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

8 納品先

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9

（公財）東京都中小企業振興公社 企画管理部 企画課 （担当：梶山・金子）

TEL 03-3251-7897 FAX 03-3251-7796

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力を行うこと。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。